

児童扶養手当 - 継続用紙 ( / 頁 )

児童の氏名	フリガナ	生年月日	平成・令和 年 月 日	性別	男・女				
個人番号		請求者との続柄		請求者との同居・別居の別	同居・別居				
障がいの状態の有無	ある・ない	・特別児童扶養手当 級	・診断書	・身体障がい者手帳 級	・療育手帳 A・B				
父又は母の状況	イ 離婚	ロ 死亡	ハ 障がい	ニ 生死不明	ホ 遺棄	ヘ 拘禁	ト 未婚	チ DV	リ その他 ( )
父	氏名	生年月日	年 月 日	現在父が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日	( )	年 月 日			
母	氏名	生年月日	年 月 日	現在母が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日	( )	年 月 日			
児童が父若しくは母の死亡により受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算の対象となっている父若しくは母の公的年金の受給状況	受けることができる	種類 ( )	基礎年金番号・年金コード ( )	年額 ( 円 )					
あなたが障害基礎年金等を受けられるとき	あなたが受けることができる公的年金(児童を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の受給状況	受けることができる	種類 ( )	基礎年金番号・年金コード ( )	年額 ( 円 )				
父又は母が障がいであるとき	身体障がい者手帳の番号及び障がい等級	番号 ( ) ( 級 )	父又は母の職業	又は勤務先名					
	公的年金の種類・障害等級	種類 ( ) ( 級 )							

児童の氏名	フリガナ	生年月日	平成・令和 年 月 日	性別	男・女				
個人番号		請求者との続柄		請求者との同居・別居の別	同居・別居				
障がいの状態の有無	ある・ない	・特別児童扶養手当 級	・診断書	・身体障がい者手帳 級	・療育手帳 A・B				
父又は母の状況	イ 離婚	ロ 死亡	ハ 障がい	ニ 生死不明	ホ 遺棄	ヘ 拘禁	ト 未婚	チ DV	リ その他 ( )
父	氏名	生年月日	年 月 日	現在父が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日	( )	年 月 日			
母	氏名	生年月日	年 月 日	現在母が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日	( )	年 月 日			
児童が父若しくは母の死亡により受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算の対象となっている父若しくは母の公的年金の受給状況	受けることができる	種類 ( )	基礎年金番号・年金コード ( )	年額 ( 円 )					
あなたが障害基礎年金等を受けられるとき	あなたが受けることができる公的年金(児童を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の受給状況	受けることができる	種類 ( )	基礎年金番号・年金コード ( )	年額 ( 円 )				
父又は母が障がいであるとき	身体障がい者手帳の番号及び障がい等級	番号 ( ) ( 級 )	父又は母の職業	又は勤務先名					
	公的年金の種類・障害等級	種類 ( ) ( 級 )							

児童の氏名	フリガナ	生年月日	平成・令和 年 月 日	性別	男・女				
個人番号		請求者との続柄		請求者との同居・別居の別	同居・別居				
障がいの状態の有無	ある・ない	・特別児童扶養手当 級	・診断書	・身体障がい者手帳 級	・療育手帳 A・B				
父又は母の状況	イ 離婚	ロ 死亡	ハ 障がい	ニ 生死不明	ホ 遺棄	ヘ 拘禁	ト 未婚	チ DV	リ その他 ( )
父	氏名	生年月日	年 月 日	現在父が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日	( )	年 月 日			
母	氏名	生年月日	年 月 日	現在母が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日	( )	年 月 日			
児童が父若しくは母の死亡により受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算の対象となっている父若しくは母の公的年金の受給状況	受けることができる	種類 ( )	基礎年金番号・年金コード ( )	年額 ( 円 )					
あなたが障害基礎年金等を受けられるとき	あなたが受けることができる公的年金(児童を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の受給状況	受けることができる	種類 ( )	基礎年金番号・年金コード ( )	年額 ( 円 )				
父又は母が障がいであるとき	身体障がい者手帳の番号及び障がい等級	番号 ( ) ( 級 )	父又は母の職業	又は勤務先名					
	公的年金の種類・障害等級	種類 ( ) ( 級 )							

確認欄	その他身分生計維持関係 ( 確認 )	課税台帳 ( 確認 )	公的年金照合 ( 確認 )	年金種類 ( )
・生計維持方法	・請求が遅れた理由	・方書人との続柄	・過去の手当の受給状況	添付書類 戸籍謄(抄)本 離婚届・出生届受理証明書 世帯全員の住民票 公的年金調書 養育費等に関する申告書 事実婚解消申立書・調書 第1号申立書・証明 診断書・X線フィルム 拘禁証明書 前住所地の所得証明 養育申立書・証明 別居監護申立書・証明 住所要件申立書・証明 母子証明 公的年金給付等受給証明書 その他 ( )
・前夫又は前妻の居住地				入力日 / / 入力担当
・児童の父又は母の居住地				

(裏面)

注意

- 1 の欄は、支払を受けるものに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。
- 2 、 、 及び の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 3 及び から までの欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。また、 の欄の「障害基礎年金等」とは、障害基礎年金その他障害を支給事由とする給付（労働者災害補償保険の障害（補償）年金、傷病（補償）年金等）をいいます。
- 4 の欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となった日以後、あなた（請求者）が当該児童の監護等（あなたが母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育すること）を始めた年月日を記入してください。
- 5 及び の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同上」と記入して記入して差し支えありません。
- 6 の欄は、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又はあなたが母もしくは養育者である場合であって児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには父の「公的年金」の受給状況、あなたが父である場合であって児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。
- 7 の欄は、あなたが障害基礎年金等を受けられる場合に記入いただくものです。あなたが受けることができる公的年金のうち児童を有する者に係る加算に係る部分の受給状況を記入してください。
- 8 の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 9 の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。  
なお、地方税法に定める同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により再掲してください。  
(1) 請求者については、 に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、 に特定扶養親族の数を、 に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。  
(2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 10 の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障がいの状態にある20歳未満の者をいいます。また、前年（1月から9月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の12月31日時点において請求者によって生計を維持していた児童の人数を記入してください。
- 11 の欄は、前年（1月から9月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- 12 の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の8割に相当する額（1円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の8割に相当する額の合計額を記入してください。
- 13 の欄は、寡婦控除若しくはひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、その額を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及びひとり親控除の額、請求者が父である場合には、ひとり親控除の額は控除しません。
- 14 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、区役所の人に確認してください。  
(1) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し  
(2) 請求者が母であり、児童と同居していない場合には、児童を監護していることを明らかにすることができる書類  
(3) 請求者が父であり、児童と同居していない場合には、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類  
(4) 請求者が母又は父以外の者である場合は、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類  
(5) 児童又は児童の父若しくは母が障がいの状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病による場合には、エックス線直接撮影写真  
呼吸器系結核・肺炎そ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゅう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの  
(6) 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類  
(ア) 父又は母が生死不明の場合、(イ) 父又は母が1年以上遺棄している場合、(ウ) 父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合、(エ) 父又は母が1年以上拘禁されている場合  
(7) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、 から までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書  
(8) 児童若しくはあなたが公的年金若しくは遺族補償等を受けられることができる場合又は児童が公的年金の加算の対象となっている場合には、その給付を行う者の証明書  
(9) このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは区役所の人に聞いてください。
- 15 この請求書について分からないことがありましたら、区役所の人によく聞いてください。  
虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。